

よくわかる！

こどもの権利条約

児童の権利に関する条約

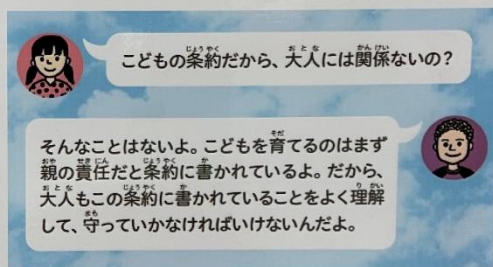


企画：法務省人権擁護局／全国人権擁護委員連合会
制作：公益財団法人人権教育啓発推進センター

こどもの権利条約って何？

全世界の全てのこどもたちが幸せに毎日を暮らすことができたらいと願いませんか。でも、世界には貧しさに苦しんで食べものがない家族もいます。災害や戦争、紛争でふるさとをなくして家族と別れ、学校にも通えないこどもたちがたくさんいます。日本でも、大人にひどい目にあわされたり、嫌なことをされたりすることもたちがいます。

そのような厳しい状況にある多くのこどもたちがいることから、世界の国々の責任として、こどもの権利をしっかりと守っていくために、1989年につくられたのが「こどもの権利条約」です。どんな内容にしたらよいか、多くの国や国際機関等が長い話し合って決めました。



こどもの権利条約では
例えば、下に書かれているようなことが
決められています。
あなたが幸せに生きていくために
大切なことばかりです。



差別されない

人種や性別、使う言葉、信じている宗教、親がどのような人か、障がいの有無...
どのような違いがあっても差別されません。
もし、あなたが差別されて苦しんでいるなら
助けを求めてください。

あなたが一番

大人は、「あなたにとって最もよいことは何か」をいつも考えなければなりません。
あなたの人生は、大人の都合だけで決められてよいものではありません。

守られる命

全てのこどもには生きる権利があります。
あなたは、すこやかな成長のために、
十分な教育や支援を受けることができます。

意見は大切

あなたの意見は、あなたの年齢や成長に
応じて、しっかりと尊重されます。
意見があれば、伝えてみましょう。

こどもの権利条約 ◆日本ユニセフ協会抄訳1~40条

出典：日本ユニセフ協会

第1条 こどもの定義

18歳になっていない人をこどもとします。



第2条 差別の禁止

すべてのこどもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。こどもは、国のちがいや、性のちがいが、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。



第3条 こどもにもっともよいことを

こどもに関係のあることが決められ、行われるときには、こどもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。



第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。



第5条 親の指導を尊重

親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。



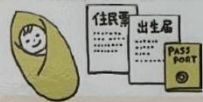
第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。



第7条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。



第8条 名前・国籍・家族関係が守られる権利

国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。



第9条 親と引き離されない権利

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。



第10条 別々の国にいる親と会える権利

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。



第11条 よその国に連れられない権利

国は、子どもが国の外へ連れられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。



第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。



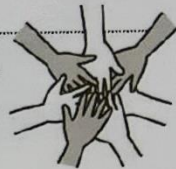
第14条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。



第15条 結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。



第16条 プライバシー・名誉の保護

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。



第17条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。



第18条 こどもの養育はまず親に責任

こどもを育てる責任は、まずその両親(保護者)にあります。国はその手助けをします。



第19条 あらゆる暴力からの保護

どんなかたちであれ、こどもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国はこどもを守らなければなりません。



第20条 家庭を奪われたこどもの保護

家庭を奪われたこどもや、その家庭環境にとどまることがこどもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなったこどもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらったり、国から守ってもらうことができます。



第21条 養子縁組

こどもを養子にする場合には、そのこどもにとって、もっともよいことを考え、そのこどもや新しい親(保護者)のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。



第22条 難民のこども

自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となったこどもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。



第23条 障がいのあるこども

心やからだに障がいがあるこどもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。



第24条 健康・医療への権利

こどもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。



第25条 施設に入っているこども

施設に入っているこどもは、その扱いがそのこどもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。



第26条 社会保障を受ける権利

こどもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。



第27条 生活水準の確保

こどもは、心やからだからぐすくやかに成長できるように生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。



第28条 教育を受ける権利

こどもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべてのこどもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければならない。学校のきまりは、こどもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。



第29条 教育の目的

教育は、こどもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることを学ぶためのものです。



第30条 少数民族・先住民のこども

少数民族のこどもや、もともとその土地に住んでいる人びとのこどもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。



こども権利条約 日本ユニセフ協会抄訳1~40条

第31条 休み、遊ぶ権利
 こどもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護
 こどもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護
 国は、こどもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

第34条 性的搾取からの保護
 国は、こどもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。

13

第35条 誘拐・売買からの保護
 国は、こどもが誘拐されたり、売りが買われたりすることのないように守らなければなりません。

第36条 あらゆる搾取からの保護
 国は、どんなかたちでも、こどもの幸せをうばって利益を得るようなことからこどもを守らなければなりません。

第37条 拷問・死刑の禁止
 どんなこどもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、こどもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。

14

第38条 戦争からの保護
 国は、15歳にならないこどもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれたこどもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第39条 被害にあったこどもの回復と社会復帰
 虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあったこどもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。

第40条 こどもに関する司法
 罪を犯したとされたこどもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどるとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。

※こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)の全文は、
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html> で読むことができます。

15

ひとりで悩まないで相談してみよう

電話で相談
 こどもの人権 110番
 ☎ 0120-007-110
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

24時間子供 SOS ダイヤル(文部科学省所管)
 ☎ 0120-0-78310
<https://www.mext.go.jp/jjme/detail/dial.htm>

メールで相談
 こどもの人権 SOS-eメール
https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html

SNS (LINE) で相談
 SNS 人権相談
 検索ID: @snsjinkensoudan
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html
 ※相談を受け付けていない地域もあります(2023(令和5)年3月時点)。詳しくはこちらから▲

手紙(ミニレター)で相談
 こどもの人権 SOS ミニレター
 相談の内容を書いて郵便ポストに入れてください。
 切手はいりません。

企画 法務省人権擁護局/全国人権擁護委員連合会
 ホームページ <https://www.moj.go.jp/JINKEN/>

制作 公益財団法人人権教育啓発推進センター
 〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4階
 TEL 03-5777-1802 FAX 03-5777-1803
 ホームページ <http://www.jinken.or.jp>

2023(令和5)年3月発行